

入 札 説 明 書

小林警察署が行う複写サービス（２台一式）に係る条件付一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該説明書について疑義があるときは、下記 12 に記載された者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札に付する事項

(1) 品名等

小林警察署で使用する複写サービス（２台一式）に係る単価契約

(2) 契約期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日(60 月)

(地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)

(3) 納入場所

小林市堤 2928 番地 1

小林警察署 1 階及び 2 階の指定場所

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は長期継続契約を締結することのできる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は上記 1 の(2)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

ウ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合

(2) 県は前項の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する資格を有する者は、入札公告の 3 に掲げる要件を全て満たす者とする。

4 物品の仕様及び関係書類提出日時

(1) 物品の仕様

仕様書のとおり

(2) 提出書類

ア 入札参加届（別紙様式1）（参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出すること。）

イ 製品仕様適合書及びカタログ（カタログについては、仕様書の条件に関する箇所をマーカー等でチェックしておくこと。）

(3) 提出期限

令和8年9月10日（木）午後5時までに下記12の場所に提出しなければならない。（郵送（書留に限る。）での提出可。ただし、令和8年9月10日（木）午後5時必着とする。）

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5 入札日時及び場所

令和8年9月14日（月） 午前11時00分
小林警察署 別棟2階

6 入札書の記載方法

(1) 月額基本複写サービス料（A）

複写サービス期間を60月とした場合における1月あたりの金額（基本枚数10,000枚を含む。）を記載することとし、整数の金額とする。

(2) 10,001枚からの1枚あたりの単価（B）

1月分の複写サービス基本料（A）の枚数（10,000枚）を控除した枚数で、1枚あたりの単価を記載することとし、小数点第2位までの金額とする。

(3) カラー1枚あたりの単価（C）

1枚あたりの単価を記載することとし、小数点第2位までの金額とする。

(4) 月額基本複写サービス料（D）

複写サービス期間を60月とした場合における1月あたりの金額（基本枚数5,000枚を含む。）を記載することとし、整数の金額とする。

(5) 5,001枚からの1枚あたりの単価（E）

1月分の複写サービス基本料（E）の枚数（5,000枚）を控除した枚数で、1枚あたりの単価を記載することとし、小数点第2位までの金額とする。

(6) 推定月額（F）

(1)及び(5)から算出した1月あたりの推定金額（円未満は切り捨て）とする。

(7) 推定総金額（G）

(6)で算出した推定月額に60月を掛けた推定総金額とする。

(8) その他

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わず見 積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書の表記金額は訂正できない。

7 入札の方法

(1) 入札者は、入札書（別紙様式 2）を封書にして、かつ、封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「複写サービス（2 台一式の単価契約）」と 朱書きの上、5 に示した日時及び場所に持参により提出しなければならない。

(2) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式 3 による委任状を提出するほか、入札書に入札者の住所及び氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は、代表者の職氏名）を記載し、更に、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(3) 入札金額は、物品価格のほか輸送費、保険料、関税等の一切の経費を含めた額である。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。

なお、入札書の表記金額は訂正できない。

(5) 開札をした場合において落札者がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札又は計算に誤りがある入札
- (5) 入札書の表記金額・氏名・印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 再度入札

再度入札の回数は、1 回とする。

なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者
- (2) 初度入札に参加したが入札をしなかった者
- (3) 連合その他不正な行為があった入札をした者

11 落札者の決定の方法

- (1) 60 月分として想定する予定数量によって算出された推定総金額が、予定価格

以内に最低価格の入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 当該事務を担当する部局

小林市堤 2928 番地 1

小林警察署会計課

TEL 0984-23-0110

- 13 入札説明書 11(1)に係る予定数量とは、次に示す 1 月分の予定複写枚数を 60 倍したもの指す。

1 階	・・・	白黒	10,000 枚
		カラー	1,700 枚
2 階	・・・	白黒	5,000 枚

14 入札説明書 11(1)に係る「推定総金額」の算出方法

推定総金額 (G) = F × 60 月

A ～月額基本複写サービス料 1 台(モノクロ 10,000 枚を含む。)

B ～10,001 枚目からの 1 枚あたりの単価

C ～カラー 1 枚あたりの単価

D ～月額基本複写サービス料 1 台(モノクロ 5,000 枚を含む。)

E ～5,001 枚目からの 1 枚あたりの単価

$$F \sim A + (B \times 1,000 \text{ 枚}) + (C \times 1,700 \text{ 枚}) + D + (E \times 1,000 \text{ 枚})$$

15 その他

月間複写サービス数量が月間基本複写サービス料に満たない場合は、月間基本複写サービス料の支払いをするものとする。

複写サービス（電子複写機）に関する仕様書

1 目的

本仕様書は、小林警察署（以下「発注者」という。）で使用する複写機について必要な事項を定めるものとする。

2 契約の範囲

本契約の範囲は、機器の運搬設置、調整、検査、保守、契約終了後の機器撤収及び発注者に対する諸手続きを含むものとする。

本仕様書に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、受注者において充足するものとする。

3 契約期間

令和 8 年 10 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日

（地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

4 機器仕様

導入する複写機の仕様は、別表 1 のとおりとする

5 設置場所及び数量

小林市堤 2928 番地 1 小林警察署

（設置場所詳細）	1 階 警務課	1 台（白黒・カラー）
	2 階 刑事課	1 台（白黒）

6 入札金額の算出について

- (1) 入札書の基本複写サービス料は、複写サービス期間 60 か月の 1 か月分を記載すること。
 - 1 階 警務課 1 台分の基本料金（白黒 10,000 枚分を含む。）
 - 2 階 刑事課 1 台分の基本料金（白黒 5,000 枚分を含む。）
- (2) 入札書の複写サービス料は、1 か月分の基本複写サービス料の基本枚数を控除した枚数で 1 枚あたりの単価を記載すること。

7 据付、調整

- (1) 第 3 項に示す契約期間の初日までに機器の導入、据付、接続、環境設定、動作確認を行うこと。
- (2) 複写機設置の際は、小林警察署会計課に事前連絡を行い、日程調整の上、設置するものとする。

8 保守及び補償

- (1) 受注者は、複写機を常時正常な状態で使用できるように、機器に精通した技術社員が常時対応可能な体制を確保するとともに、1 か月に 1 回以上、定期的に技術社員を 設置場所に派遣して、点検及び調整を行うものとする。

(2) 通常業務時間内（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）に複写機が故障した場合は、天災地変その他やむを得ない場合を除き、連絡後 2 時間以内に点検に着手するものとし、可能な限り早急に使用可能な状態に回復させるものとする。

(3) 受注者は、複写機を常時正常な状態で使用するために必要な消耗品（用紙を除く。）の交換を行うものとする。また、その料金は複写サービス料に含めるものとする。

(4) 複写機の保守の期間は契約期間全体とし、夜間・祝日・年末年始の時間帯において障害が発生した場合の保守専用窓口の連絡先を提示するとともに、連絡後、業務開始の平日において早急に修理保守作業を開始すること。

なお、保守の期間は、契約期間全体とする。

(5) 発注者の過失による故障の場合を除き、受注者は契約期間中において機器を完全に使用できるよう保守の責任を負うものとし、機器の故障によって発注者の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の機器を発注者に無償で使用するよう措置するものとする。

なお、無償の範囲には、ケーブル等の周辺装置も含めるものとする。

9 注意事項

(1) 受注者は、発注者に引渡しを完了するまでの間、機器材料の輸送、搬入、保管等際に生じた事故については、その責めを負うものとする。

(2) 複写機設置に際し、発注者が不要と判断する梱包材、付属品等は受注者の責任において撤去するものとする。

(3) 本仕様書に記載のない事項又は記載事項に疑義が生じた場合は発注者に問い合わせるものとする。

(4) 契約期間終了後には、発注者の立会いのもと、内蔵する記録装置に記録された情報を完全に消去し、読み取れない状態にして受注者へ返納するものとする。

(5) 請求については、毎月月末締めで行うものとする。また、その請求に係る使用枚数については、毎月受注者の責任において確認を行うものとし、当該請求の際に、使用枚数を確認した書類を発注者に提出しなければならない。

(6) 受注者が点検と調整等のためにした複写及び受注者の責めに帰すべき原因による不良複写に係る複写枚数は、月間複写枚数から除くものとする。